



第3次湧別町農業振興計画（素案）

計画期間：令和7年度～令和11年度



本誌は町民有志プロジェクトにより選定された5色のゆうべつの色を使用しています。

目次

第1章	農業振興計画の策定にあたって	
1.	策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	農業とSDGs	3
3.	計画の期間	4
4.	計画策定組織	4
第2章	湧別町農業の現状	
1.	地域的条件	5
2.	農家戸数の推移	8
3.	農業就業人口の推移（年齢別）	9
4.	経営耕地面積規模別農家戸数の推移	10
5.	認定農業者の推移	11
6.	農作物作付面積の推移	12
7.	家畜飼養頭数の推移	13
8.	出荷乳量等の推移	14
9.	農業産出額の推移	17
第3章	基本理念	19
第4章	湧別町農業振興計画における主要な取り組み	
1.	持続可能な農業の確立	20
	主要施策1 稲作・畑作・野菜など振興	20
	主要施策2 酪農・畜産などの振興	24
	主要施策3 農業経営の基盤強化	26
	主要施策4 スマート農業の推進	27
	主要施策5 担い手対策	29
	主要施策6 農地集積化の促進	32
2.	環境と調和した農業の推進	33
	主要施策7 クリーン農業の推進	33
	主要施策8 バイオマス等を含めた家畜排せつ物の 適正管理と有効活用	34
3.	多面的農業の展開	36
	主要施策9 人と食と農のつながり	36
	用語解説	38

第1章 農業振興計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

農業は、国民生活に不可欠な食料を供給する機能等を有するとともに、農村は、農業の持続的な発展の基盤となる役割を果たしています。しかし、日本の農業・農村は、かつてない少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小、生産者の減少・高齢化の進展のほか、世界的な食料情勢の変化による供給量の減少や肥料、飼料などの価格高騰をはじめとした食料安全保障上のリスクの高まりなど、様々な課題に直面しています。

一方では、ロボットや人工知能などの技術革新、持続可能な開発目標（SDGs）に対する国内外の関心の高まりのほか、小麦や大豆といった輸入依存度の高い生産物の国内生産への転換促進など、食料・農業・農村分野においては大きなターニングポイントを迎えています。

国においては、このような変化に対応するため、「食料・農業・農村基本計画（令和2年度から令和11年度）」を策定し、農業施策の方向性を示しました。

また、北海道においては、農業・農村の将来像を示し、実現に向けた共通の指針として「第6期北海道農業・農村振興推進計画（令和3年度から令和7年度）」を策定しています。

本町では、令和2年4月に「第2次湧別町農業振興計画（令和2年度から令和6年度）」を策定し、農業経営の安定化や農村環境づくりなどにより、農業の基礎部分の強化を推進してきましたが、引き続き、農業を取り巻く情勢や環境の変化にも対応しながら、地域の実情に応じた総合的な農業振興施策を展開していく必要があります。

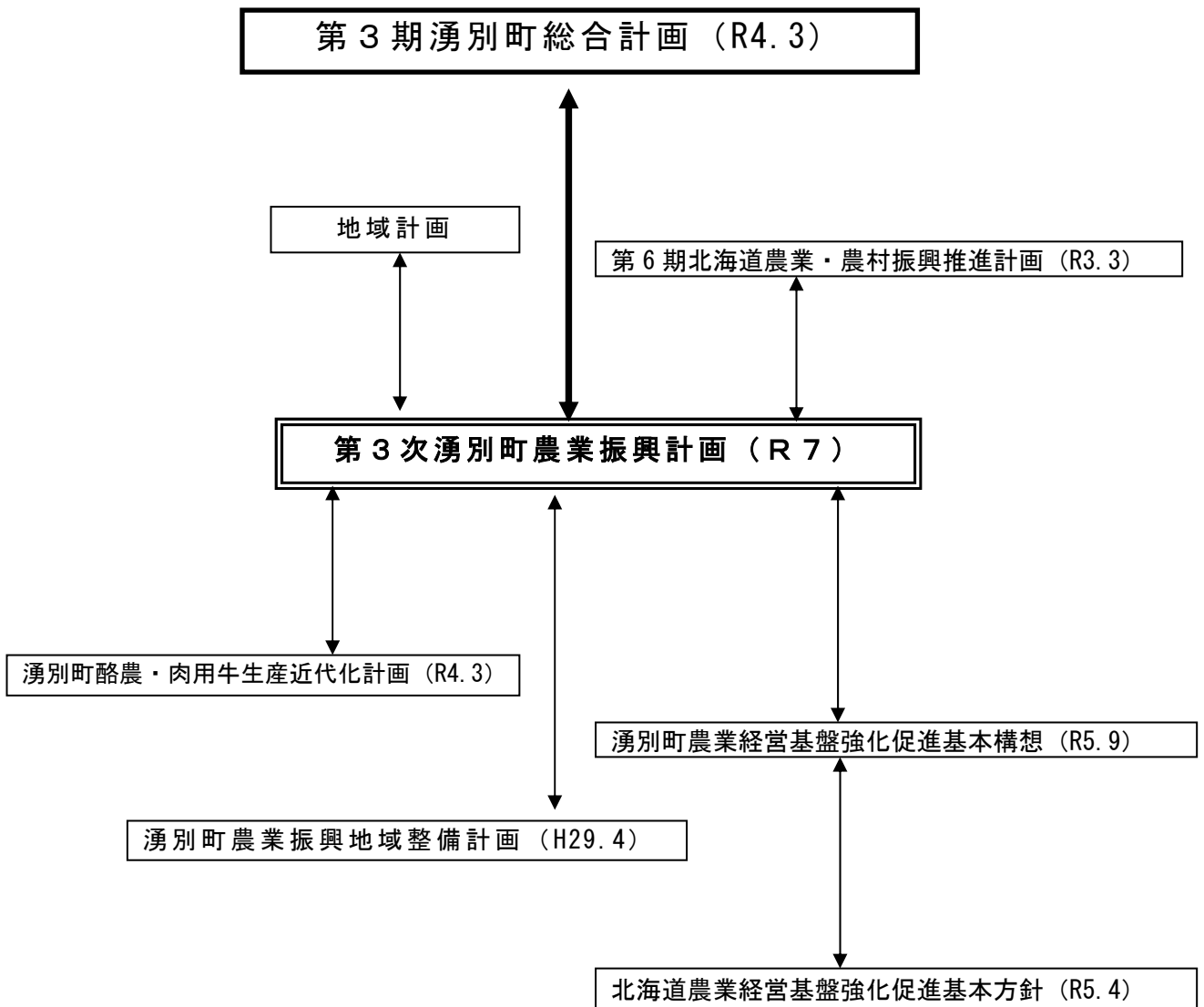
湧別町総合計画では『豊かな自然と産業がともに息づく活力あふれるまちづくり』を基に、地域資源を生かした基幹産業である農林水産業の安定的な発展をめざしており、活力ある産業を生かすまちづくりの実現に向けて『第3次湧別町農業振興計画』を策定するものです。

< 参考 >

- ◇第1次湧別町農業振興計画：（平成27年度から令和元年度）
- ◇第2次湧別町農業振興計画：（令和2年度から令和6年度）

2. 計画の位置づけ

本計画は、『第3期湧別町総合計画』の分野別計画を基本として、これらとの整合性を図りつつ、世界的な農業情勢や本町農業の現状と課題を踏まえ、農業施策を総合的、計画的な推進を図るものとしてします。



3. 農業とSDGs

SDGsは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。持続可能な世界を実現するため、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）が設定されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを強調し、令和12年までに達成することを目標としています。

農業分野に関連するSDGsの目標には、「2 飢餓をゼロに」をはじめ、「4 質の高い教育をみんなに」「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「8 産業と技術革新の基盤をつくろう」「11 住み続けられるまちづくりを」「12 つくる責任」「13 気候変動に具体的な対策を」「1 パートナリシップで目標を達成しよう」などに該当することから、計画に反映することでゴールの達成を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※参照：国際連合広報センター

4. 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

湧別町総合計画や関連機関との整合性を図り、農業をめぐる世界情勢がめまぐるしく変化し、国の農業施策が短期間で大きく変化する可能性もあることから、5年間の中期計画とします。

なお、農業情勢が本計画と大きく隔たることがあれば、速やかに本計画を修正することとします。

5. 計画策定組織

湧別町

湧別町農業協同組合

えんゆう農業協同組合

北海道農業共済組合オホーツク統括センター 湧別支所

網走農業改良普及センター 遠軽支所

湧別町農業委員会

湧別町農業振興協議会

第2章 湧別町農業の現状

1. 地域的条件

(1) 地理的条件

湧別町は、北海道のオホーツク総合振興局管内のほぼ中央に位置し、東は北見市常呂地区と佐呂間町、南は遠軽町、西は紋別市に隣接しています。

湧別町の総面積は505.79k㎡であり、北海道自治体平均面積438k㎡を上回り、全自治体中71番目の広さです。また、オホーツク総合振興局管内自治体平均面積594k㎡を下回り15自治体中7番目の広さであり、全道的にも管内的にも平均的な面積を有しています。

畑作地帯は内陸平野部に広がり、平野部から外れた山間部に酪農、畜産地帯が広がっています。

地質はオホーツク海沿いに泥炭地が広がり、平野部は砂礫層が多く、それ以外の山間部に入ると粘土地が多く見受けられます。

項目	全体	山林	畑	宅地	原野	その他
面積	505.79 k㎡	187.02 k㎡	105.76 k㎡	8.77 k㎡	8.15 k㎡	196.09 k㎡

※資料：湧別町総合計画

(2) 自然条件

湧別町の気象の特徴としては、冬にかけてオホーツク海特有の流氷により海面が覆われるという、オホーツク以外の地域では見られない特色を持っています。

冬の気温がマイナス 20 度を下回ることもあり、同時に海風による暴風雪が起きることもあります。

最近では春の雪解けが順調に進む穏やかな年もあれば、雪解けが遅い年、雨が多く農作業に従事できない年など、その年によって様々な天候となっています。夏から秋にかけては、比較的穏やかで晴れの日が多く日照時間が多いのが特徴になっていますが、昨今は気温が 30 度を超える日も多く見受けられます。

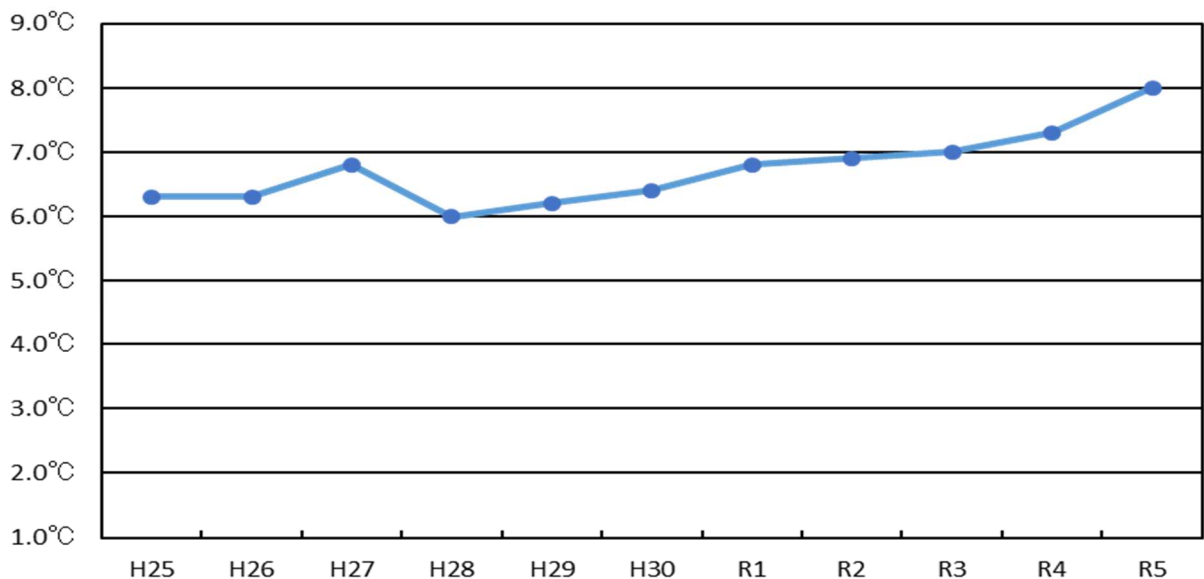
ここ 10 年間の年間平均気温は 6.8℃、年間降水量は 693mm 程度と少なく、時には 400mm 前後の干ばつの年もあります。特に作物が最も水分を必要とする夏季に降水量が少ない状況も見受けられます。

年間平均気温の推移

(単位：℃)

年 度	平成 2 5 年	平成 2 6 年	平成 2 7 年	平成 2 8 年	平成 2 9 年	平成 3 0 年
気 温	6 . 3	6 . 3	6 . 8	6 . 0	6 . 2	6 . 4
年 度	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	1 1 年平均
気 温	6 . 8	6 . 9	7 . 0	7 . 3	8 . 0	6 . 7

※資料：湧別町総合計画及び気象庁データ

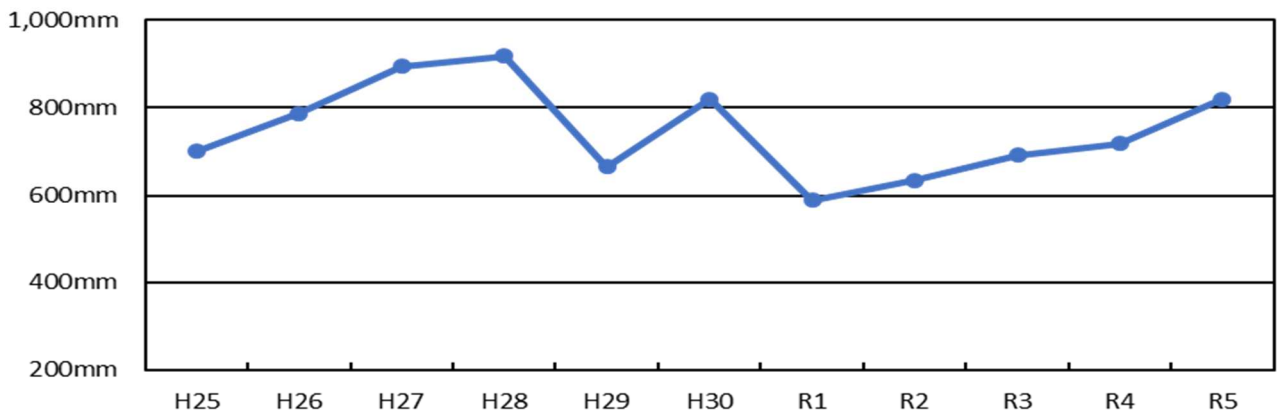


年間降水量の推移

(単位：mm)

年 度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
降 水 量	701	787	895	918	665	820
年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	11年平均
降 水 量	589	634	692	718	819	749

※資料：湧別町総合計画及び気象庁データ

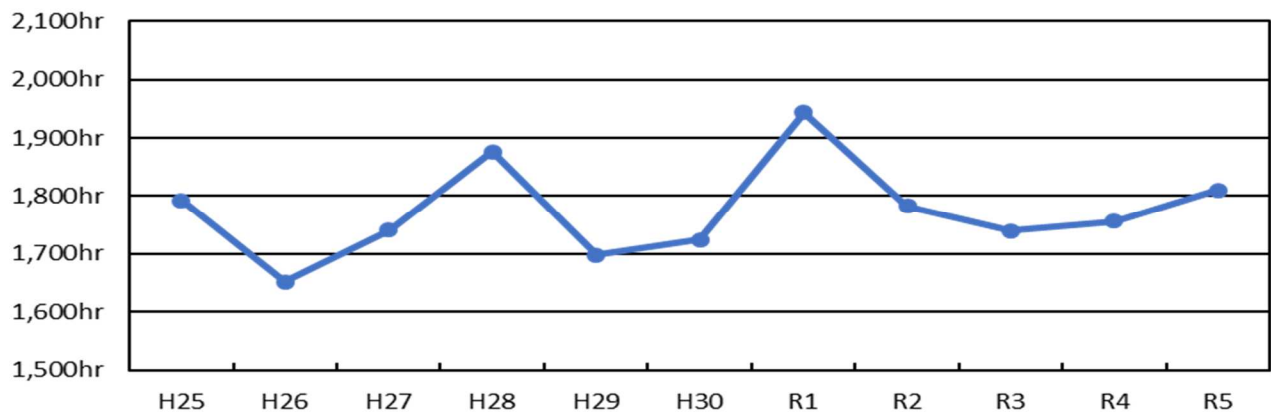


年間日照時間の推移

(単位：hr)

年 度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
日照時間	1,724	1,945	1,784	1,740	1,756	1,810
年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	11年平均
日照時間	1,918	1,726	1,678	1,693	1,865	1,774

※資料：湧別町総合計画及び気象庁データ



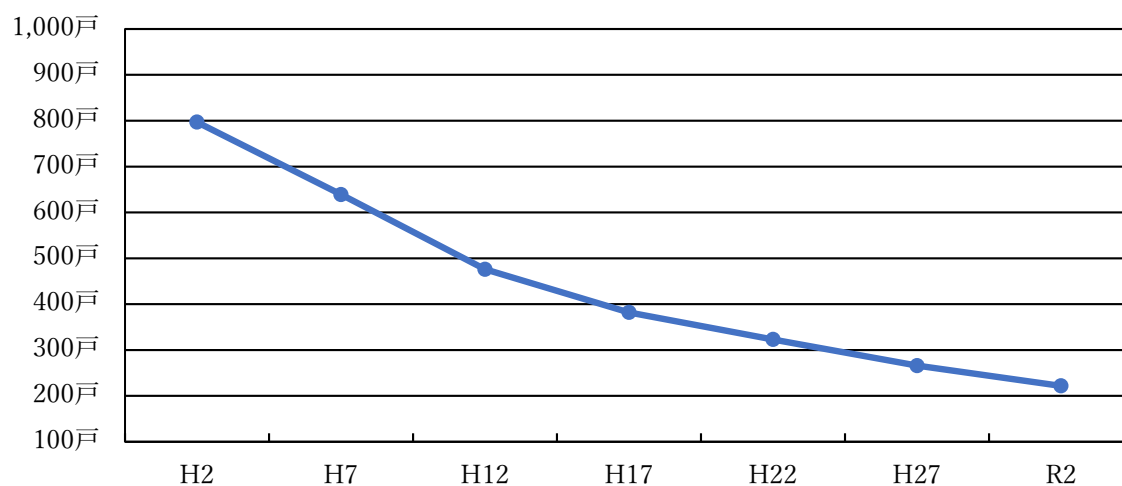
2. 農家戸数の推移

農業戸数については、平成2年の797戸から令和2年には222戸となり、30年の間に575戸の減少となり、率にして73%の減少となっています。

(単位：人)

年 度	農家戸数
平成2年	797
平成7年	639
平成12年	476
平成17年	382
平成22年	323
平成27年	266
令和2年	222

※資料：農林業センサス



3. 農業就業人口の推移（年齢別）

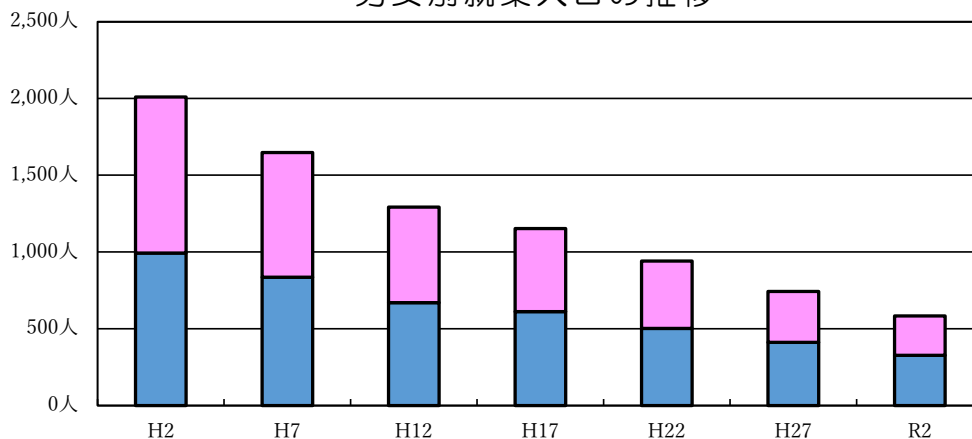
農業就業人口数も、平成2年の2,009人から令和2年には583人となり、30年の間に1,426人の減少となり、率にして71%の減少となっています。

（単位：人）

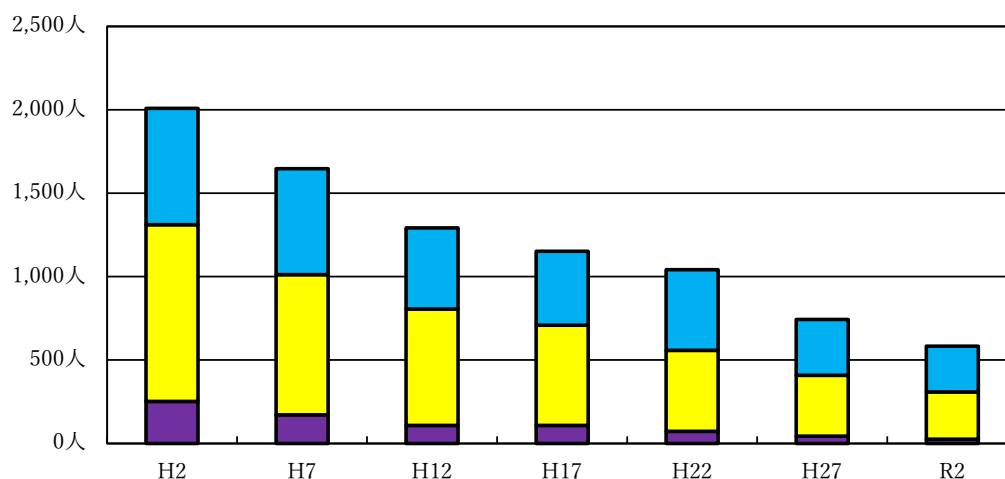
年 度	総 計	男	女	16～29	30～59	60歳以上
平成2年	2,009	993	1,016	252	1,059	698
平成7年	1,647	835	812	171	841	635
平成12年	1,292	670	622	108	697	487
平成17年	1,152	611	541	108	600	444
平成22年	941	502	439	72	486	483
平成27年	743	411	332	43	365	335
令和2年	583	327	256	25	283	275

※資料：農林業センサス

男女別就業人口の推移



年齢別就業人口の推移



4. 経営耕地面積規模別農家戸数の推移

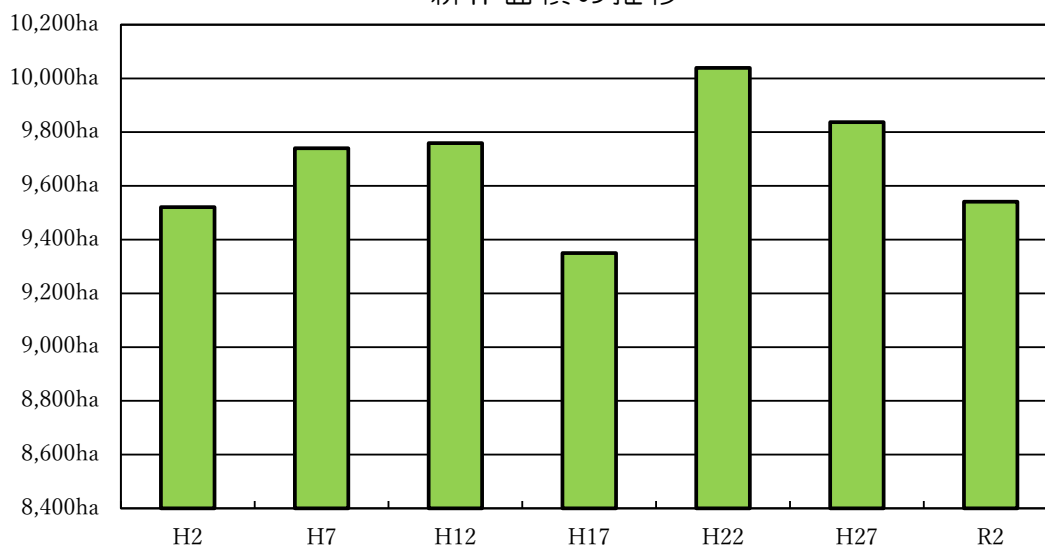
経営耕地面積については、平成2年の9,521haから令和2年には9,541haとなり、30年の間に20haの増加となり、率にして0.2%の増加となっています。

(単位：ha)

年 度	耕作面積	農家戸数 (戸)	1ha未満 (戸)	1～5ha (戸)	5～10ha (戸)	10～20ha (戸)	20～50ha (戸)	50ha以上 (戸)
平成2年	9,521	797	161	86	131	252	165	2
			20.2%	10.8%	16.4%	31.6%	20.7%	0.3%
平成7年	9,740	639	119	60	61	170	220	9
			18.6%	9.4%	9.6%	26.6%	34.4%	1.4%
平成12年	9,759	476	46	35	41	123	213	18
			9.7%	7.4%	8.6%	25.8%	44.7%	3.8%
平成17年	9,350	382	33	25	16	86	193	29
			8.6%	6.6%	4.2%	22.5%	50.5%	7.6%
平成22年	10,039	323	20	18	14	77	159	45
			3.1%	5.6%	4.3%	23.9%	49.2%	13.9%
平成27年	9,837	266	17	25	11	61	144	49
			5.6%	8.1%	3.6%	19.9%	46.9%	15.9%
令和2年	9,541	222	17	15	7	50	111	57
			6.6%	5.8%	2.7%	19.5%	43.2%	22.2%

※平成12年度からは自給農家を加えない農家戸数を記載。
※資料：農林業センサス

耕作面積の推移



5. 認定農業者の推移

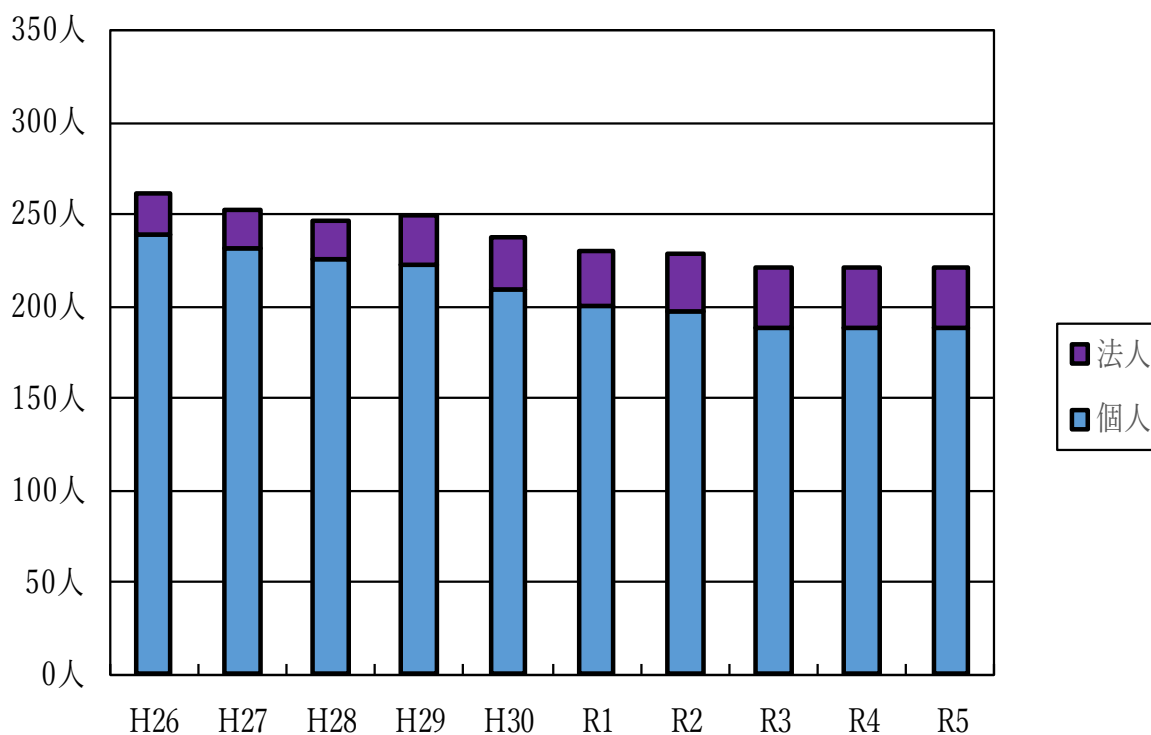
平成 26 年以降、新たな認定農業者よりも離農者の数が上回っているため、減少傾向にあります。

農業生産法人等については、平成 29 年以降畜産関連の補助事業において法人化が事業の要件となったため、増加しました。

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
個人	239	232	226	223	210	200	198	189	189	189
法人	22	21	20	26	28	30	30	32	32	32
合計	261	253	246	249	238	230	228	221	221	221

※資料：湧別町調べ



6. 農作物作付面積の推移

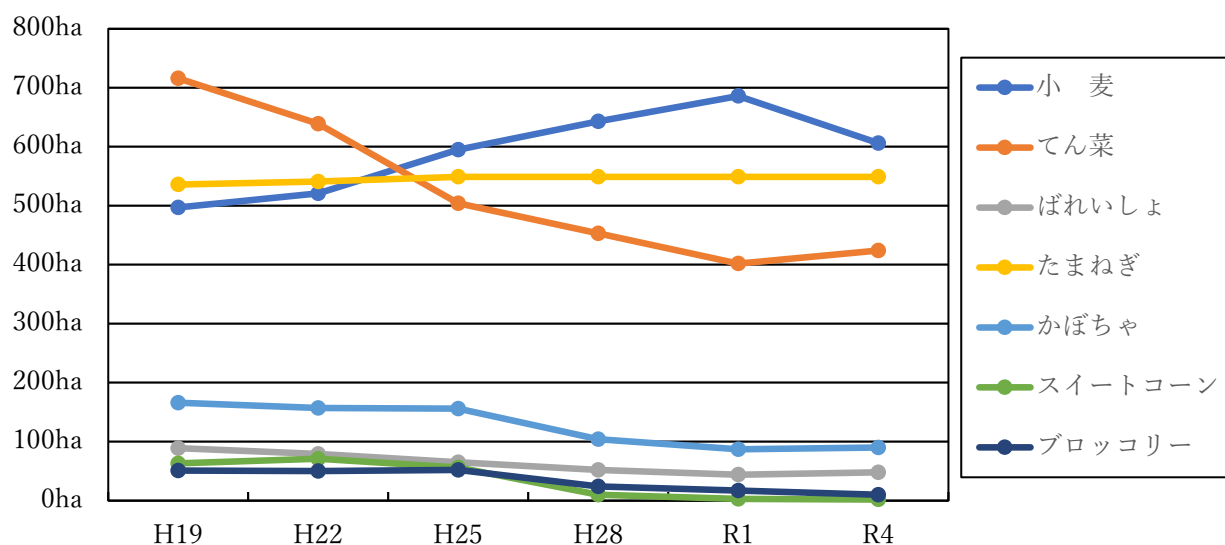
平成 28 年より畑作・酪農の作付け面積は、多少の波はあるものの全体的に横ばい傾向にあります。牧草地のみ増加傾向にあります。

(単位:ha)

年 度	H19	H22	H25	H28	R1	R4
小 麦	497	521	595	643	686	606
てん菜	716	639	504	453	402	424
ばれいしょ	89	79	65	52	44	48
たまねぎ	536	541	549	549	549	549
かぼちゃ	166	157	156	104	87	90
スイートコーン	63	71	56	10	3	2
ブロッコリー	51	50	52	24	17	10
デントコーン	1,791	1,962	2,142	2,517	2,541	2,498
牧 草	5,031	5,118	5,086	4,407	4,477	4,883
合 計	8,940	9,138	9,205	8,759	8,806	9,110

※資料：農協調べ

畑作作付面積の推移



7. 家畜飼養頭数の推移（全地区）

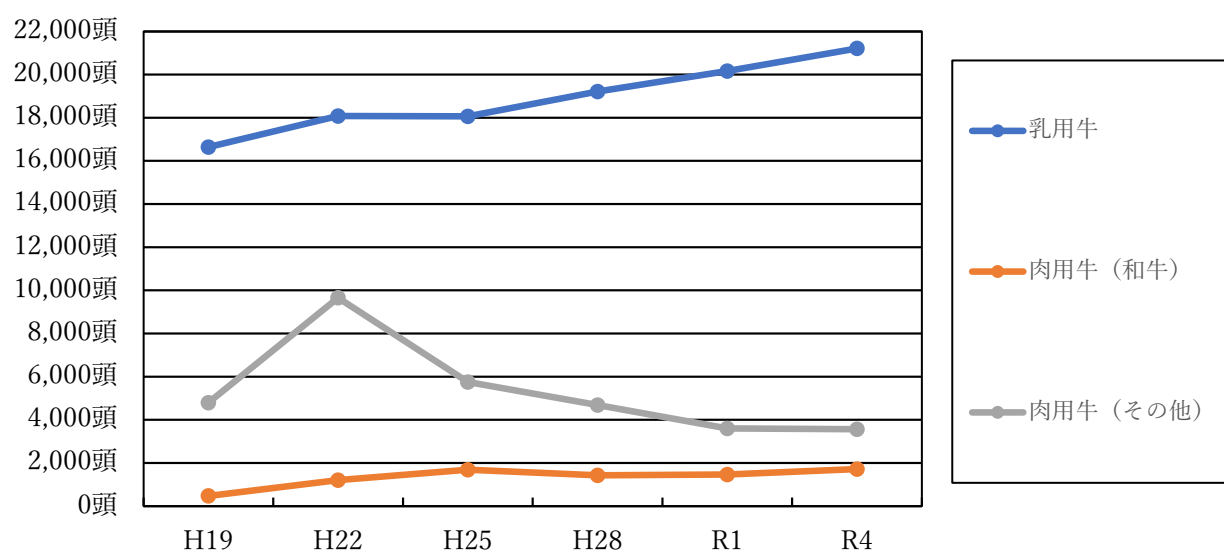
家畜飼養頭数の乳牛は平成19年の16,640頭から令和4年には21,213頭となっており、およそ20年間で農家戸数が大きく減少している中で、乳牛頭数は若干増えており、コントラクター事業やTMRセンター事業の導入・活用、法人化等により、経営の大規模化傾向が見受けられます。

（単位：頭）

年 度		H19	H22	H25	H28	R1	R4
乳牛	頭数	16,640	18,079	18,063	19,214	20,165	21,213
	戸数 (戸)	180	167	158	152	128	121
	平均頭数	92.4	108.3	114.3	126.4	157.5	175.3
肉用牛 黒毛 和牛	頭数	479	1,206	1,687	1,430	1,468	1,723
	戸数 (戸)	27	33	19	16	15	25
	平均頭数	17.7	36.5	88.8	89.4	97.9	68.9
肉用牛 ホルスタイン F1 その他	頭数	4,797	9,661	5,750	4,688	3,605	3,567
	戸数 (戸)	3	14	17	16	9	10
	平均頭数	703.3	242.4	338.2	293.0	400.5	356.7

資料：農協調べ

飼養頭数の推移



8. 出荷乳量等の推移

経産牛頭数は、平成19年の10,040頭に対し、令和4年は12,265頭と15年間で19%の増加ながら、出荷乳量は82,407tから115,455tと29%の増産となっています。

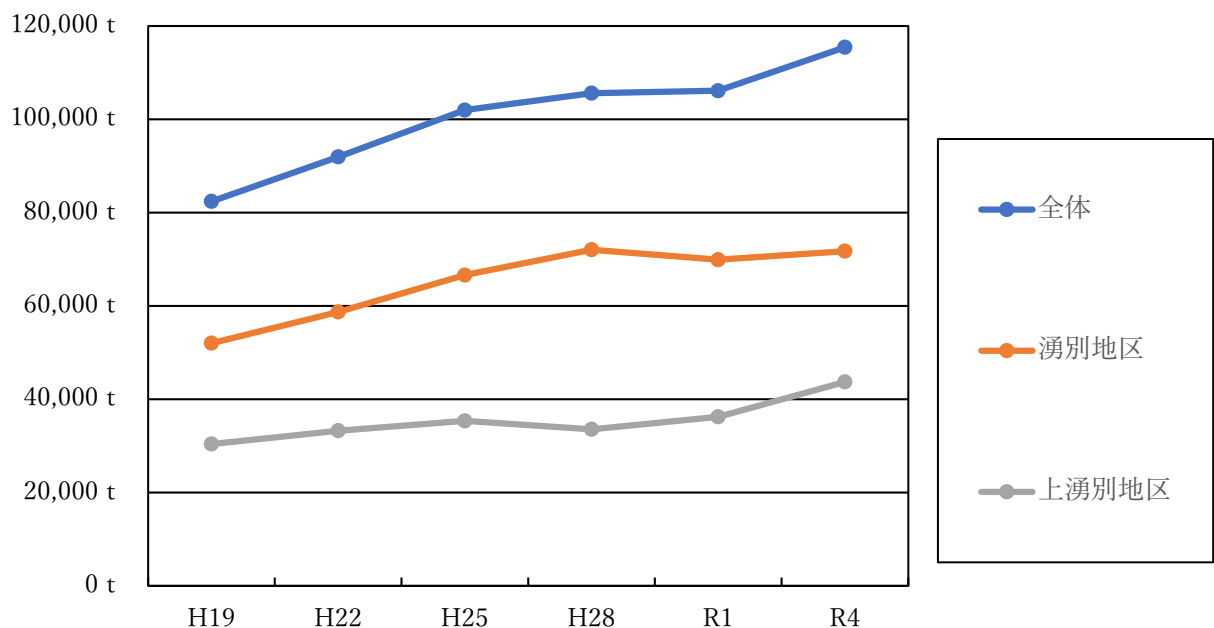
1頭あたりの乳量も年々増えており、牛体管理等酪農従事者の成果が現れていると考察されます。

(出荷乳量の推移)

(単位：t)

年 度	H19	H22	H25	H28	R1	R4
全 体	82,407	91,951	101,972	105,602	106,130	115,455
湧別地区	52,004	58,705	66,613	72,055	69,898	71,733
上湧別地区	30,403	33,246	35,359	33,547	36,232	43,722

※資料：農協調べ

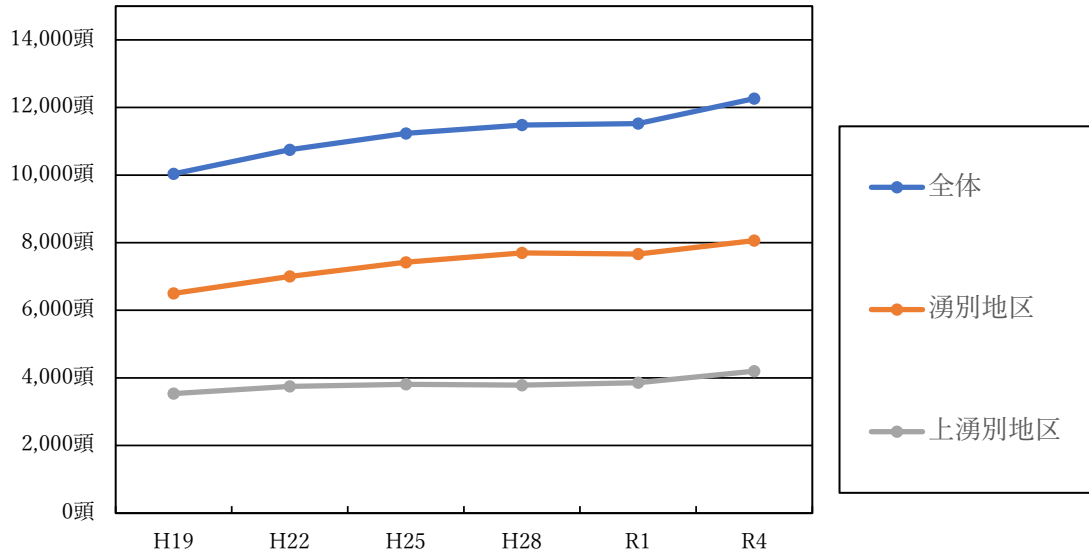


(経産牛頭数の推移)

(単位：頭)

年 度	H19	H22	H25	H28	R1	R4
全 体	10,040	10,751	11,232	11,482	11,524	12,265
湧別地区	6,502	7,001	7,422	7,698	7,666	8,065
上湧別地区	3,538	3,750	3,810	3,784	3,858	4,200

※資料：農協調べ

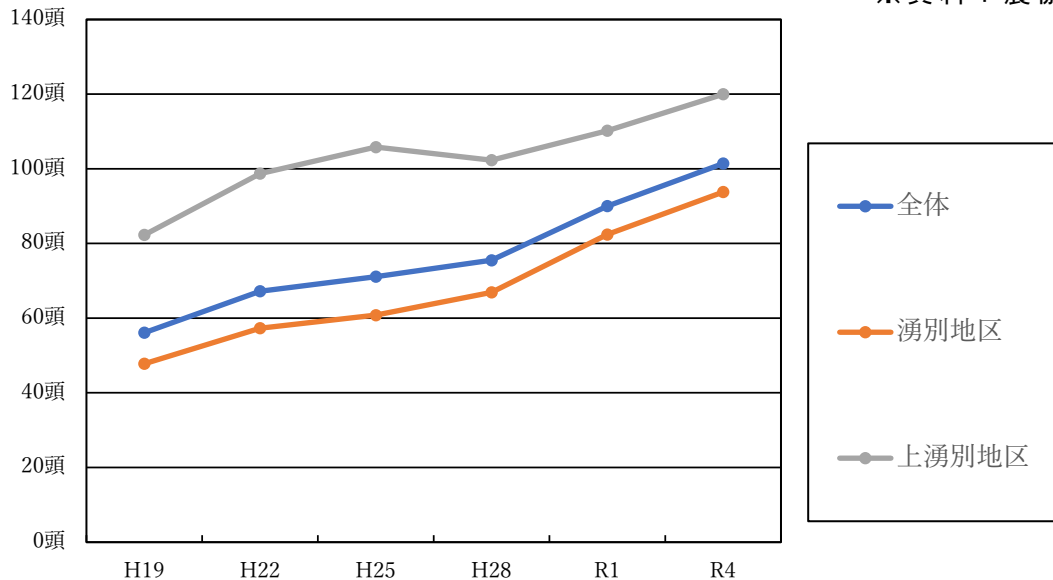


(一戸当たり経産牛頭数の推移)

(単位：頭)

年 度	H19	H22	H25	H28	R1	R4
全 体	56.1	67.2	71.1	75.5	90.0	101.4
湧別地区	47.8	57.3	60.8	66.9	82.4	93.8
上湧別地区	82.3	98.7	105.8	102.3	110.2	120.0

※資料：農協調べ

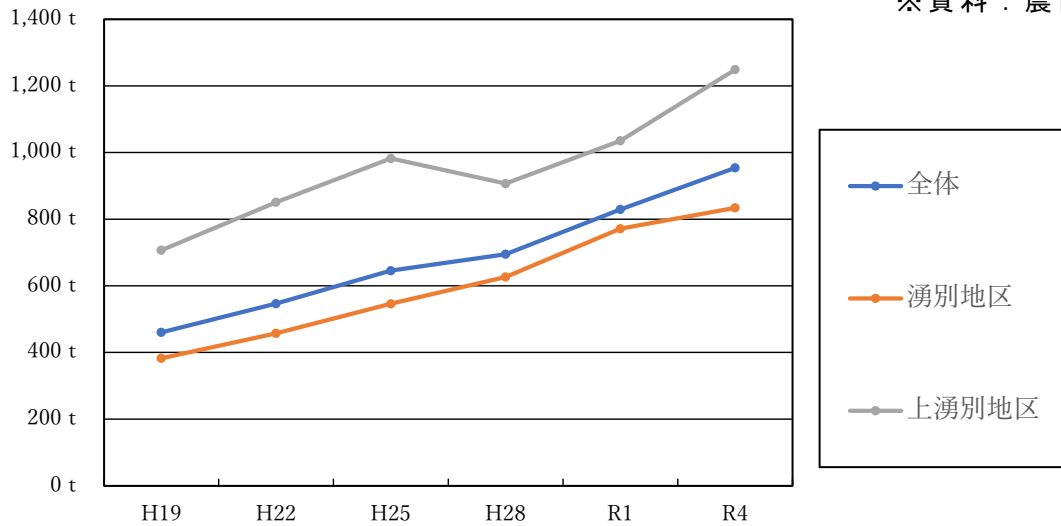


(一戸当たり出荷乳量の推移)

(単位：t)

年 度	H19	H22	H25	H28	R1	R4
全 体	460.4	546.5	645.4	694.8	829.1	954.2
湧別地区	382.4	457.4	546.0	626.6	771.3	834.1
上湧別地区	707.0	850.8	982.2	906.7	1,035.2	1,249.2

※資料：農協調べ

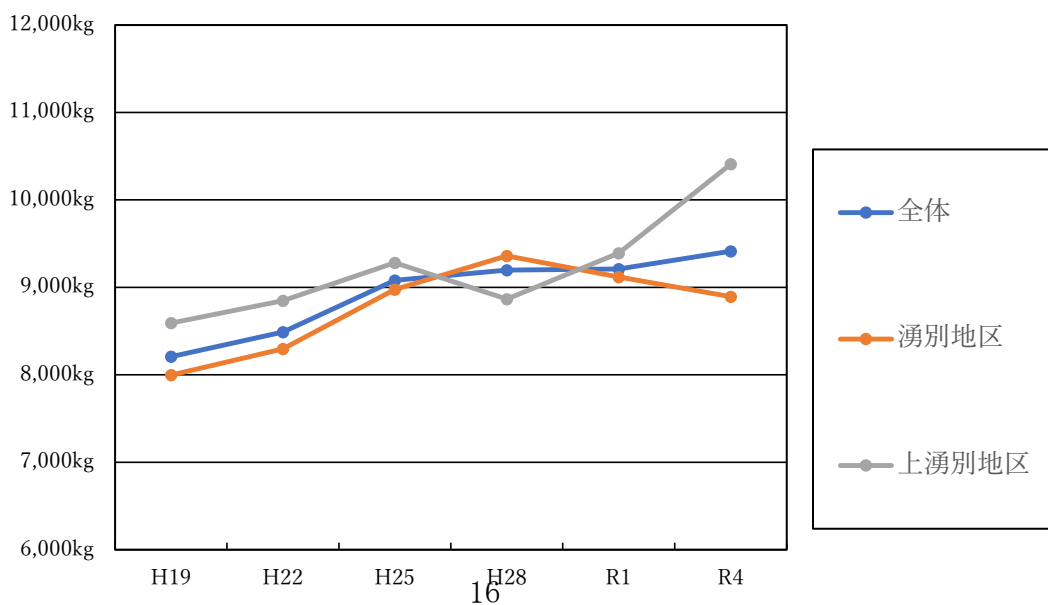


(経産牛1頭当たり乳量の推移)

(単位：kg)

年 度	H19	H22	H25	H28	R1	R4
全 体	8,208	8,489	9,079	9,197	9,209	9,413
湧別地区	7,998	8,297	8,975	9,360	9,118	8,894
上湧別地区	8,593	8,848	9,281	8,865	9,391	10,410

※資料：農協調べ



9. 農業産出額の推移

年度毎の農業産出額は変動していますが、全体的に見れば農業産出額は増加していることから、農家戸数が減少するなか1戸当たりの農業産出額が増加していると考察されます。

(単位：千円)

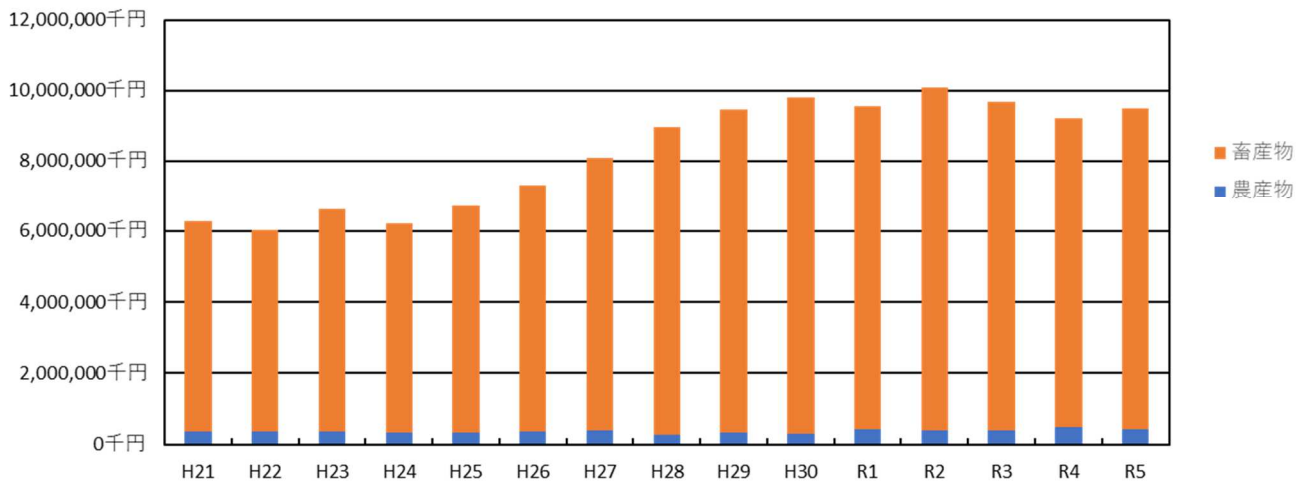
年 度		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
湧別町 農業協同組合	農産物	366,654	360,338	376,256	334,363	336,266
	畜産物	5,910,469	5,677,550	6,244,341	5,898,342	6,379,311
	合 計	6,277,123	6,037,888	6,620,597	6,232,705	6,715,577
えんゆう 農業協同組合 (上湧別地区)	農産物	3,280,521	3,579,967	3,177,832	3,651,758	3,413,290
	畜産物	3,575,519	3,282,832	3,635,558	3,500,313	3,665,952
	合 計	6,856,040	6,862,799	6,813,390	7,152,071	7,079,242

年 度		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
湧別町 農業協同組合	農産物	376,037	389,319	260,711	333,674	304,949
	畜産物	6,948,755	7,709,182	8,710,528	9,129,240	9,505,215
	合 計	7,324,792	8,098,501	8,971,239	9,462,914	9,810,164
えんゆう 農業協同組合 (上湧別地区)	農産物	3,874,439	3,214,230	3,098,351	2,727,245	2,883,049
	畜産物	3,962,357	4,059,015	4,474,127	4,384,661	4,423,624
	合 計	7,836,796	7,273,245	7,572,478	7,111,906	7,306,673

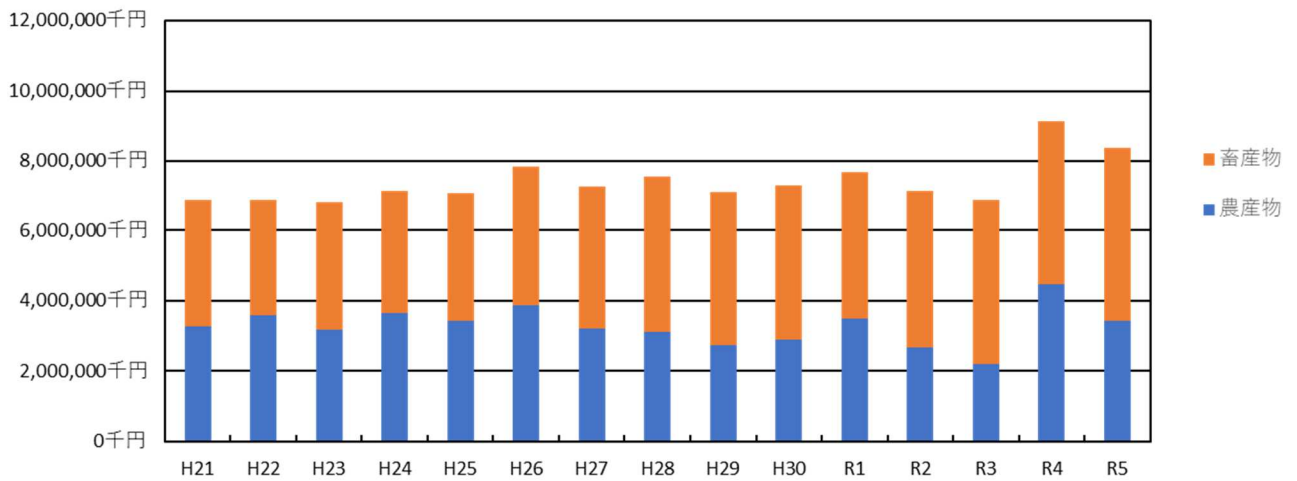
年 度		令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
湧別町 農業協同組合	農産物	413,141	379,382	397,677	471,198	432,223
	畜産物	9,144,027	9,713,502	9,270,902	8,729,537	9,075,006
	合 計	9,557,168	10,092,884	9,668,579	9,200,735	9,507,229
えんゆう 農業協同組合 (上湧別地区)	農産物	3,476,777	2,675,310	2,191,624	4,472,438	3,430,281
	畜産物	4,205,195	4,473,074	4,668,671	4,673,814	4,947,144
	合 計	7,681,972	7,148,384	6,860,295	9,146,252	8,377,425

資料：農協調べ

湧別町農協農業算出額の推移



えんゆう農協農業産出額の推移



第3章 基本理念

第3期湧別町総合計画の基本理念のひとつである「豊かな自然と産業がともに息づく活力あふれるまちづくり」を町の将来像として掲げています。この将来像を具現化するため、第3次湧別町農業振興計画では国・北海道の計画なども踏まえ3つの基本方針に基づき、湧別町農業の振興を図ります。

基本方針

1 持続可能な農業の確立



2 環境と調和した農業の推進



3 多面的農業の展開



主要施策

- 1 稲作・畑作・野菜などの振興
- 2 酪農・畜産などの振興
- 3 農業経営の基盤強化
- 4 スマート農業の推進
- 5 担い手対策
- 6 農地集積・集約化の促進

- 7 クリーン農業の推進
- 8 バイオマス等を含めた家畜排せつ物の適正管理と有効活用

- 9 人と食と農のつながり

第4章 湧別町農業振興計画における主要な取り組み

持続可能な農業の確立

○主要施策1 稲作・畑作・野菜などの振興

【現状と課題】

まちの内陸平野部では、高収益野菜であるたまねぎを中心として、てん菜、小麦、ばれいしょ、ブロッコリーなどが栽培されています。

特に玉ねぎ、てん菜、小麦は、国内有数の生産地域となっております。

また、農家戸数の減少により、1農家戸数当たりの経営面積規模が増加しており、農作業機械の大型化・高性能化が進んでいる状況にあります。

畑作では、近年の異常気象による高温などの影響で、収量減少や品質低下などが発生していることから、適期植え付け・適期収穫が重要です。

広大な土地・様々な自然条件のもと、まちの特性を活かした作物が栽培されている農業地帯であり、各作物の需要に合わせた生産の振興や効率化を図っていく必要があります。

(1) 玉ねぎ

玉ねぎは、昭和初期から約100年以上にわたる歴史のもと栽培されている基幹作物であり、主に上湧別地区において作付されております。また、国内有数の生産地とされ、各地に出荷されています。

市場での価格変動や輸入玉ねぎの増加などの要因が生産者の所得に影響するため、今後も継続して市場のニーズに対応した品種の生産、収量と品質の確保、安定的な集出荷体制の強化や高付加価値化を関係機関と連携して推進します。

【具体的な取組】

① 高付加価値化の推進

「みどりの食料システム戦略」を視野に入れた化学肥料・化学合成農薬の使用量低減やCO₂の削減など環境と調和のとれた生産を通じたブランド化をはじめ、多様な種類の玉ねぎを生産する取組を推進し、ゆうべつ産玉ねぎの高付加価値化を図ります。

② 安定生産・安定供給の維持

国内の需要に対応するため、関係機関と連携し、計画的な機械導入や施設整備を推進することにより、安定した収量と品質の維持や長期安定集出荷体制の強化を図るとともに、加工用を含め、多様なニーズに対応した生産を推進します。

(2) 小麦

全地区において、小麦の作付がされており、輪作体系を支える基幹作物となっています。

近年、国産小麦は、新品種の導入・普及や消費者の国産志向によりニーズが高まっていることから、生産性向上の取組を通じ、高品質な小麦の生産と安定供給を推進します。

【具体的な取組】

関係機関と連携のもと国・北海道の補助事業などの活用により、農業用ドローンや自動操舵システム、可変施肥技術などのスマート農業による省力化や適期作業による収量・品質の向上、生産コスト低減、収穫輸送時の位置情報共有による効率化を図ります。

また、コムギなまぐさ黒穂病やコムギ縞萎縮病など病害虫のまん延防止のため、農業協同組合など関係機関と連携して適切な輪作体系の確立を推進します。

(3) 馬鈴薯

全地区において、馬鈴薯の作付がされており、用途別では加工用が最も多く、次いで生食用、でん粉原料用の順であり、消費者の幅広いニーズに対応した生産が行われています。輪作体系の維持の上でも重要な作物ですが、作付け面積が減少傾向にあることから、生産性の向上と品質向上を推進します。

また、「北海道ジャガイモシストセンチュウ防除対策基本方針」に基づく現地調査を継続して実施し、病虫害のまん延防止対策を推進します。

【具体的な取組】

馬鈴薯の生産性向上に向け、関係機関と連携し、用途別のニーズに応じた品種の生産や出荷、新たな栽培体系の確立による品質向上、安定生産に向けた適期作業の実施や土壌診断に基づく適正施肥などを推進します。

また、省力化機械の導入など国・北海道の補助事業などを活用して推進します。

(4) てん菜

全地区において、てん菜の作付がされており、玉ねぎや小麦に並ぶ輪作体系の中の主要な畑作物であり、小麦などと比較すると多くの投下労働時間を要しますが、収穫後の有機物の土壌還元により地力増進につながる作物です。

しかし、製造される砂糖の消費量は、消費者の低甘味志向などにより減少していることから、国は砂糖の消費拡大運動を行う一方で、てん菜から需要の高い作物への転換を推進している状況です。

このことから、持続的なてん菜生産を図るため、農作業受委託などによる労働負担軽減、高性能機械や適正品種の導入などの生産性向上に向けた取組を推進することで、作付面積の維持を図ります。

【具体的な取組】

関係機関と連携のもと国・北海道の補助事業などの活用により適正輪作に向けた作付面積の維持や農作業の効率化、収量向上を図るための機械導入を推進します。

また、計画的な生産や収量・糖分向上のため、農業協同組合、製糖会社など関係機関と連携して、土壌診断に基づいた適正施肥の励行や、適正品種の導入、病害虫予察などを推進します。

(4) 豆類

上湧別地区において、大豆・小豆が作付されており、大豆を中心に豆類の国内需要が増加傾向にあることから、今後も豆類の作付振興を図ります。

また、土壌病害虫の発生防止や地力増進の観点から、豆類を加えた適正な輪作体系への移行を推進します。あわせて、作業体系の効率化などにより作付面積の拡大を図り、国内のニーズに対応した生産を推進します。

【具体的な取組】

関係機関と連携のもと国・北海道の補助事業などの活用により栽培技術や生産性向上、適期収穫のための機械導入を推進します。



○主要施策 2 酪農・畜産などの振興

【現状と課題】

近年、新型コロナウイルス感染症の影響及び海外情勢による牛乳製品需要減少、生乳の生産抑制や初生子牛価格の下落、輸入飼料及び燃料価格の高騰などによる生産コスト増加や担い手不足など酪農・畜産を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

このような状況の中、安全・安心な畜産物の生産を継続するためには、労働負担軽減や作業の効率化、草地整備などによる自給飼料の生産拡大、家畜排せつ物の適正管理による環境への負荷軽減及び家畜伝染病に対する防疫強化の取組を進める必要があります。

【具体的な取組】

① 経営体質強化の推進

酪農・畜産の経営体質強化に向け、労働負担軽減及び作業の効率化を図るため、国・北海道などの補助事業を活用し、施設整備やIoT、ICT技術を活用した機械導入を推進します。

② 公共牧場及び哺育育成センター利用の推進

公共牧場及び哺育育成センターの利用により労働負担及び生産コストを軽減し、酪農・畜産農家のゆとりある経営の実現を図ります。

また、公共牧場の衛生対策や草地管理を図る組織に対し、湧別町牧野運営事業により支援します。

③ 酪農ヘルパー事業の推進

酪農経営における労働負担軽減と休暇を確保し、ゆとりある経営を確立するため、また傷病や緊急時に酪農家に代わり搾乳や飼料給与などの作業を行う酪農ヘルパー事業を実施する組織に対して、湧別町酪農ヘルパー利用組合運営補助事業により支援します。

④ 乳質の向上と継続的な乳牛改良の推進

国・北海道などの補助事業を活用した機械導入などにより、労働負担軽減及び作業の効率化につなげ、牛のより良い個体管理を推進することで、乳質の向上を図ります。

また、共進会など乳牛改良促進と意欲向上のため、湧別町家畜共進会出陳事業により支援します。さらに、乳牛の乳質管理を図る組織に対して、湧別町乳牛検定組合運営事業により支援します。

⑤ 自給飼料基盤の強化

酪農・畜産農家及びTMRセンターにおける自給飼料基盤の強化を図るため、草地整備やデントコーンなどの飼料作物の作付などに係る機械導入・施設整備・草地改良について、国・北海道などの補助事業を活用し推進します。

⑥ 家畜伝染病自衛防疫体制の強化

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、湧別町家畜自衛防疫組合を中心として「家畜伝染病予防法」に定められている飼養衛生管理基準の遵守について働きかけるとともに、防疫体制の強化を推進します。

※写真（左）：公共牧場の様子

※写真（右）：搾乳の様子



○主要施策 3 農業経営の基盤強化

【現状と課題】

農業生産の基礎である農業基盤整備を推進するため、地域状況に応じて計画的に国営、道営、団体営などの公共事業を実施しています。事業実施に当たっては、受益者など地域の要望を的確に反映した中で、農地造成や区画整理、客土、暗渠排水、畑地かんがい施設などの整備を行い、農業経営の安定と優良農地の保全を図ってきたところです。

また、農業用道路や農業用排水施設整備などは、農業・農村の持つ多面的機能の発揮や地域の活性化にも重要な役割を担っています。

今後は、農家数の減少、経営面積規模の拡大が進む中、農地集積やほ場の大型化そして先端技術を用いたスマート農業の実装を可能にするための基盤整備を行い効果的・効率的な営農を推進する必要があります。さらに、整備された土地改良施設の持つ多面的機能を維持するため、農業用施設の良い保全と質の向上を図る対策が重要です。

農業生産を取り巻く環境は、近年、局地的な豪雨、降雹など異常気象による農業災害が多く発生していることから、排水施設整備により、農用地の被害低減、農業用施設の浸水被害を防止し、農業者の経営の安定、国土保全、農家のいのちや暮らしの安全の確保が必要となっています。

さらに、老朽化した排水路や畑地かんがい施設などの土地改良施設の改善・更新などが課題となっています。

【具体的な取組】

① 農村基盤整備事業の継続実施

安全で良質な農産物の低コスト生産と優良農地の保全に向け、農地造成や区画整理、客土、暗渠排水、畑地かんがい施設など生産基盤の充実やA I、G I Sを活用したスマート農業技術の導入を見据え、国営、道営、団体営などの農業基盤整備事業を農業協同組合など関係機関と連携し推進します。

また、豪雨などによる農地被害低減のため、排水施設の整備及び老朽化した排水路や畑地かんがい施設などの改善・更新につい

て、関係機関と連携して推進します。

② 多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動の支援

国では、造成整備された土地改良施設の多面的機能の有効活用と適正な維持管理を図るとともに、農地や農業用排水施設などの農村資源の質的向上を目的とした取組を推進しています。近年の農村地域の過疎化、高齢化などの進行に伴い、水路、農道などの地域資源の保全管理に対する負担が増加し、集落機能の低下が懸念されるため、地域住民、団体などと一体となった活動に対し多面的機能支払推進事業により支援します。

○主要施策4 スマート農業の推進

【現状と課題】

湧別町をはじめ国内においては、農業従事者数は減少傾向にある一方、担い手に農地の集積が進むことにより、1農家当たりの経営耕地面積が増加しており、今後も経営規模の拡大が進むことが予想され、担い手の減少や農業従事者の高齢化、労働力不足などが課題となっています。また近年、食料安全保障の観点と国内外における地球環境に対する関心の高まりから、食料の安定供給や農業の持続的発展と地球環境保全との両立が求められています。

このような中、農業分野においては、ロボット、AI、IoT、ICTなどの先端技術を活用したスマート農業が期待されています。

スマート農業の導入によって、農業経営の最適化・効率化や品質・収量の向上、労働負担の軽減、さらには化石燃料や化学肥料・化学合成農薬の使用量低減など様々な効果が期待されるため、スマート農業の普及は、課題を解決するに当たり不可欠なものとなっています。

スマート農業の普及に当たっては、導入・維持コストの低減やスマート農業技術を取り扱う技能を習得し、効率的な生産に結び付けられる人材の育成などが課題であり、農業者がスマート農業技術の導入効果を比較・検討できる環境の構築が重要です。

【具体的な取組】

① スマート農業の普及促進

効率的かつ計画的なスマート農業技術の導入を推進するため、農業協同組合や生産組織、関係機関などと連携して、国・北海道の補助事業などを活用し機械導入を推進します。

② 支援体制の構築の推進

湧別町では、自動操舵システムの導入により農作業の効率化・省力化が図られているほか、経験が浅く機械操作の苦手な農業従事者なども安定した作業が可能となるなど、誰もが取り組みやすい農業に繋がっています。

また、酪農では、搾乳ロボットの導入により労働負荷の低減が図られています。

このほか、複数の品目で汎用的に利用できる作業ロボットやほ場間の移動を含む遠隔監視によるトラクターの自動走行など、ロボット農業機械をはじめとしたスマート農業技術の開発・実証が進められており、更なる農作業の効率化・省力化などの効果が期待されています。

このことから、湧別町農業振興協議会を中心として、道内の先進的なスマート農業技術の導入事例や新技術について、導入後の効果や課題などの情報収集を行い普及に向けた相談・指導などの支援体制の構築・強化を推進します。

③ 湧別町内のスマート農業導入実績

国・道の補助事業を活用し、スマート農業機械を導入しております。

※写真（左）：事業導入 GPS システム



※写真（右）：事業導入可変防除スプレーヤー



《国の補助事業を活用したスマート農業機器の導入実績》

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
GPS 自動操舵システム（台）					36
可変施肥機（台）					15
可変防除機（台）					3
搾乳ロボット（経営体）	2		1		

※資料：湧別町調べ

○主要施策5 担い手対策

【現状と課題】

農業従事者の高齢化や担い手不足により、農業従事者及び農家数の減少が進んでいます。

離農者の農地は農業委員会の斡旋や農地中間管理事業の活用などにより、地域の担い手や新たに設立した法人が引き受け手となってきました。

このような中、国・北海道、湧別町、農業協同組合において、高性能機械やスマート農業の導入による農作業の効率化・省力化を進めていますが、今後更に農業従事者の減少が進むと、受け手のない農地の発生が懸念され、持続的発展を可能にする農業を実現するためにも、更なる担い手対策が必要となっています。

《湧別町における新規就農者数の推移》

（単位：人）

区分	R1	R2	R3	R4	R5	計
新規学卒就農者				4	3	7
Uターン就農者		1			1	2
新規参入者		2	4		3	8
計		3	4	4	7	8

※資料：農協調べ

【具体的な取組】

① 多様な担い手の育成・強化

担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう、生産基盤の強化に向けた支援を推進するとともに、法人化による雇入れや集落営農組織など多様な担い手の確保について、関係機関と連携し情報収集を図ります。

② 担い手の確保と支援組織との連携強化

湧別町内外の新規就農者、体験学習などの希望者に対する積極的な受入れは、湧別町農業振興協議会を中心として、公益財団法人北海道農業公社と連携し推進していきます。

また、大都市などで開催される新規就農フェアなどに参加し、湧別町の魅力や支援制度などを広く発信していきます。

③ 新規就農者への支援

新規就農の経営開始直後は、初期投資などで多大な経費が掛かるとともに、技術面などからすぐに十分な収入を得ることは難しく、経営が安定するまでに時間を要すると考えられます。

早期の経営が安定するまでの資金として、国・北海道の補助事業を活用するとともに、新規就農者が取得する土地・施設・機械の費用の一部について、湧別町新規就農者サポート事業により支援します。

また、日本政策金融公庫が貸し付ける長期かつ無利子、無担保の青年等就農資金の活用を関係機関などと連携し推進します。

④ 認定農業者制度・認定新規就農者制度の推進

認定農業者とは、経営改善を進めようとする計画の認定を受けた農業経営者、農業生産法人を指します。

また、新たに農業を始める者が作成する青年等就農計画の認定を受けた場合は、認定新規就農者となります。

これらの認定制度は、補助制度や農業制度資金借入れの要件とされている場合もあるため、制度の周知及び適切な認定に努めます。

⑤ 就農サポート体制の充実

新規就農者を確保するには、就農準備段階から定着まで一貫したサポート体制が重要となります。

このサポート体制も含め、就農準備段階における就農研修に係る支援を湧別町農業振興協議会が中心となって推進します。

また、新規就農者が安心して就農できるよう、地域の関係機関との連携を強化し、サポート内容の検討や体制の充実を図ります。

⑥ 女性農業者の経営参画への推進

農村地域の活性化には、女性農業者をはじめとした多角的な視点による経営参画が重要です。しかし、性別を原因とした固定的な役割分担意識や不平等感は依然として存在しており、女性農業者が経営に積極的に参画できる体制を整備していく必要があります。

関係機関と連携の上、家族間の話し合いに基づき家族全員の役割分担などを取り決める家族経営協定などを活用し、女性農業者の農業経営や地域活動への参画を支援します。

※写真（左）：新規就農フェアへの参加



※写真（右）：女性の農業体験



○主要施策 6 農地集積化の促進

【現状と課題】

近年、農業従事者の高齢化や担い手の減少により、荒廃農地など、利用されない農地の発生が懸念されています。特に、中山間地域においては、その影響が大きいところが予測されるため、担い手への農地集積、新規就農の推進、スマート農業の普及などの取組により、影響を最小限にとどめることが課題として挙げられます。

また、国により法定化された、農地集積・集約化を含めた地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めた地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を策定するとともに、農業委員会などとの連携強化を図り、湧別町農業振興地域整備計画において定める農用地利用計画の適正な運用に努めることで、優良農地を保全・確保し、将来世代へ確実に継承することが重要です。

【具体的な取組】

① 農業振興を図るべき農用地などの有効利用

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく湧別町農業振興地域整備計画において、農業生産の基盤となる農用地などを明確化し、農業上の有効利用を推進します。

② 地域計画の推進

地域計画の策定に当たり、関係機関の役割を明確化することで、各分野における課題解決の促進を図ります。

③ 農地中間管理機構の活用の推進

農地中間管理機構（農地バンク）は、必要な場合には、基盤整備などの条件整備を行い、農地の規模拡大を志向する担い手や新規参入者へ貸し付けることにより担い手への農地集積を促進しています。このため、地域計画の策定と合わせて、農業委員会などと連携し、農地中間管理機構の活用を推進します。

○主要施策7 クリーン農業の推進

【現状と課題】

クリーン農業とは、堆肥などの有機物を使った健全な土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用をできるだけ減らした農業のことで、特別栽培農産物や北海道による北のクリーン農産物表示制度「YES!clean」などの取組が行われています。

近年、国内の農業においては、異常気象による大規模自然災害の発生や生物多様性の低下などの課題に直面するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が求められています。

このような情勢から国では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定、同戦略の実現を目指し、令和4年7月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどりの食料システム法」という。）が施行されました。

さらに、北海道及び北海道内179市町村が共同し、令和4年12月に「みどりの食料システム法」に基づく「農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画」（以下「北海道基本計画」という。）を策定し、化学肥料・化学合成農薬の低減などの環境負荷低減に取り組むこととしています。

【具体的な取組】

① クリーン農業の推進

地力の増進を図り、化学肥料の低減が期待できる休閑緑肥栽培やクリーン農業の取組に必要な施設・機械などの整備・導入に対して、国・北海道の補助事業などを活用し推進します。

② クリーン農業に関する試験研究への支援

地域の気象条件にあった栽培試験や化学肥料の低減を図る試験研究の取組を湧別町農業振興協議会が中心になって、関係機関と連携の上、推進していきます。

③ 環境負荷低減事業活動の推進

「北海道基本計画」に基づき、農業者などが行う環境負荷低減事業活動やそれらの活動によって生産される農産物や加工品の流通及び消費の促進などについて、関係機関と連携して推進します。また、福島地区において、同計画における特定区域（バイオガスプラントから発生する余剰熱利用）を設定しており、実現化に向けた取り組みを行います。

④ 農業用廃プラスチック適正処理の推進

農業生産活動に伴って発生するビニールハウスの使用済み被覆資材や農薬の容器など、農業用廃プラスチックの適正処理について関係機関と連携して推進します。

○主要施策 8 バイオマス等を含めた家畜排せつ物の適正管理と有効活用

【現状と課題】

湧別町では、近年、一戸当たりの飼養頭数の増加が進んだ結果、生産活動に伴って発生する家畜排せつ物による自然環境への負荷が懸念されています。

そのため、家畜排せつ物を自己経営農地で資源循環利用することを基本としながら、地域内での適正な処理と利用調整の仕組みを構築することにより、環境と調和した生産活動を推進します。

また、堆肥の散布時における周辺環境への臭気も課題となっていることから、堆肥化とは異なる、メタン発酵処理によるエネルギー利用や消化液製造等、ふん尿の高度利用が必要です。

【具体的な取組】

① バイオガスプラント整備の支援

家畜排せつ物は、「家畜排せつ物の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物は生産者自らの責任で処理することになっております。

その処理は、現在は主に堆肥化した上でほ場への散布が行われておりますが、散布可能な農地は限られており、急激な大規模化、増頭化に追いついておりません。

このため、家畜排せつ物を集中的に高度処理できる施設（バイオガスプラント）を整備する組織に対して、環境負荷軽減の観点から国・北海道・町の補助事業を活用し支援します。

② 家畜排せつ物を活用した土作り

農地の生産性等の維持・向上を図るためには、家畜排せつ物を利用した土づくりが基本であります。

バイオガス施設で処理された消化液の利用や固液分離による戻し堆肥の利用など、今まで用途が限られていた家畜排せつ物の利活用に向け、調査・研究・実証を推進します。

※令和7年稼働の集中型バイオガスプラント（福島）



※プラント運営会社の公式キャラクター「バイモ」

多面的農業の展開

○主要施策 9 人と食と農のつながり

【現状と課題】

農業・農村は、国内の食料供給基地としての役割とともに、国土の保全をはじめ、美しい景観の形成や食の伝統・文化の継承、農業体験による教育や学びの場など多面的機能を有しています。

一方で、農村地域においては、都市部と比較し、高齢化や人口減少が進んでおり、今後も農業者の減少が見込まれることから、農業生産基盤のぜい弱化や地域活力の低下が危惧されています。

このような中、国では「食料・農業・農村基本計画」において、国民に対する食料の安定的な供給のため、生産面の取組と合わせて、国産農産物が消費者から積極的に選択される状況を作り出す消費面の取組が重要とされており、「日本型食生活」の推進、農業体験などの食育、地産地消などの施策を子供から大人まで世代を通じた様々な場面で官民が協同して幅広く進めることにより、食料の供給機能や生態系の保全などの多面的機能を支える農業・農村の重要性について消費者の理解を深め施策推進に当たって、支持を得られることが求められるとされています。

【具体的な取組】

① 地場産品の消費拡大

多くの国内消費者に湧別産農産物の認知度を高めるため、湧別町産業間ネットワークと連携し、地場産品の消費拡大を推進します。

② 農産物の付加価値向上への支援

農産物における加工商品開発及び商品パッケージデザインの開発に関する取組に対して、農業振興事業により支援します。

③ 食育の推進

関係機関と連携のもと、湧別町内小学校などが実施する農業体験への協力や学校給食における地場農産物の利用推進などにより食育の推進を図ります。

※写真（左）：農業体験学習の様子



※写真（右）：福祉・給食施設食材への寄付



用語解説

カーボンニュートラル

人間の活動により排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量である状態のこと。農業分野においては、農産物や家畜排せつ物などを原料とし、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることができるバイオマス燃料が注目されている。

家族経営協定

家族による農業経営において、家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりのために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを話し合いをもとに文書にして取り決めたもの

家畜伝染病予防法

家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止により畜産振興を図ることを目的とする法律

共進会

優良な牛を一堂に集め、その展示と評価を行い、家畜の繁殖と飼養管理技術の改善を促し、酪農・畜産農家相互の研さんと生産意欲の向上を図るもの

コントラクター

農作業機械と労働力を有して、農家から農作業を請け負う組織。農業者による営農集団や農業協同組合、民間企業などがある。

飼養衛生管理基準

農林水産大臣の定める家畜の飼養衛生管理に関し、その所有者が遵守すべき基準のこと

多面的機能

農業生産面の機能以外に、国土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの多面にわたる機能

多面的機能支払推進事業

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援する国の事業

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）

人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受けてを幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化などを進めるための計画

特別栽培農産物

その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べ、節減対象農薬の使用回数、化学肥料の窒素分量が 50%以下で栽培された農産物のこと

畑地かんがい施設

畑地へ人為的に水を供給する施設

バイオガスプラント

環境汚染の原因となる家畜ふん尿などの有機性廃棄物を嫌気性微生物の働きでメタン発酵させ、発生するメタンガスをエネルギー化する施設

酪農ヘルパー

酪農家に代わって、搾乳や飼料供与などの作業に従事すること。酪農家は、朝夕 2 回の搾乳作業などにより、1 年を通じて休みが取りづらい実態にあるが、定期的な休日の確保などにより、ゆとりある経営を実現できる

A I（人口知能）

「Artificial Intelligence」の略。学習・推論・判断といった人間の知的能力を模倣する技術

I C T（情報通信技術）

「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーション。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。農業分野では、ロボット技術等と併せ「スマート農業」として、農作業の省力化や労力軽減をはかり、情報分析による高品質高収益生産を実現すべく活用している

I o T

「Internet of Things」の略。モノがインターネットに接続され情報交換することにより、相互に制御する仕組み

T M R センター

T M R（完全混合飼料）の調製、宅配のほか、草地管理や自給飼料の共同調製、貯蔵などを行う組織